

## 廃棄物(ごみ)の不法投棄

廃棄物(ごみ)の不法投棄は、ごみ問題の中で重要かつ悪質な問題です。幸いにも、これまで牛久市では社会問題となりうる大規模な不法投棄は起きていません。しかし、小規模な不法投棄は市内の至る所で絶え間なく発生しているというのが現状です。

### 不法投棄の現状

市内に限らず、不法投棄は管理の行き届いていない山林や市町界付近など、人気の少ない場所、人の目の届かない場所で多く発生しています。市内で発生した不法投棄は、平成19年度の354件をピークに減少傾向へと転じ、平成22年度は220件でした。

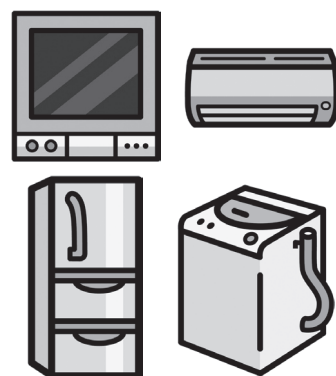


本年度の不法投棄は、7月末現在で74件発生しており、地上デジタル放送への完全移行によって不用となったブラウン管テレビが投棄されているケースが目立ちます。もし、荷台に廃家電などを積んだ軽トラックや不審な車が交通量の少ない山道などに入ったりしているところを目撃した場合には、ナンバーや車の特徴を覚えるなどして市廃棄物対策課までご連絡ください。また、山林や農地、過去に不法投棄されたことのある土地などを所有している方は、雑草や下草の刈り取り、定期的な見回りなどをして、所有地の適正管理を心掛けてください。

年 度	不法投棄発生件数		
	前年度比	うち、自転車	うち、家電4品目
平成19年度	354件	112台	
平成20年度	271件	62台	31台
平成21年度	267件	79台	58台
平成22年度	220件	147台	93台
平成23年度(7月末)	74件	35台	34台

### 家電4品目の処分について

「家電リサイクル法」では、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、**製造業者(メーカー)**にはリサイクルを、**家電小売店**には収集運搬を、それぞれの義務と規定しています。また、**排出者(消費者)**には、リサイクルが確実に実施されるための費用負担と小売業者や製造業者などへの適切な引き渡しが役割として規定されています。



ご家庭で不用になったブラウン管テレビなどの家電4品目を処分する場合には、家電小売店に引き渡すなどして適正に処理してください。

### 不用品の無料回収でトラブルに

ここ数年、「不用になった家電製品などを無料回収すると宣伝する業者に回収を依頼したら、車に積み込んだ後で思いがけない高額な料金を請求された」といったトラブルが全国的に発生しています。

- 【ケース1】 無料と思って呼び止めたところ、後から有料と言われた。
- 【ケース2】 無料と思って頼んだところ、車に積み込んだ後で料金を請求された。
- 【ケース3】 車に積み込んだ後で、見積もりの2倍以上の料金を請求された。
- 【ケース4】 有料で回収してもらったのに、家の近くの道路脇に捨てられていた。

違法な回収業者に不用品処理を依頼することが、思わぬトラブルや不法投棄に発展する恐れもあります。不用品などは、適正ルートで処理するようお願いします。